

本日の会議に付した事件

令和4年第3回山元町議会臨時会
令和4年7月21日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第 5号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 5 議案第31号 和解について
日程第 6 議案第32号 令和4年度山元町立山下第一小学校校舎改修工事請負契約の締結について
日程第 7 議案第33号 令和4年度山元町町民体育館災害復旧工事請負契約の締結について
日程第 8 議案第34号 令和4年度山元町一般会計補正予算（第3号）
日程第 9 議案第35号 令和4年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第10 同意第 2号 副町長の選任につき同意を求めることについて

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから令和4年第3回山元町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

農林水産課長佐藤和典君から、本臨時会を欠席する旨の届出があります。代わりに担当班長が代理で説明員として出席しますので、ご了解を賜りたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、7番竹内和彦君、8番遠藤龍之君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

会期は本日1日限りに決定しました。

議 長（岩佐哲也君）これから、議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。

議長諸報告を終わります。

議長（岩佐哲也君） 日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、本臨時会に提出された議案等7件を、山元町議会先例66番により一括議題とします。

町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君） はい、議長。マスクを取って答弁させていただきます。

皆さん、おはようございます。

本日ここに令和4年第3回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係についてですが、報告第5号の専決処分報告については、頭無西牛橋線交差点改良工事について、施工内容や数量等に軽微な変更が生じたことに伴い変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第31号については、私設水道管からの未承諾分岐について、相手方との合意書に基づき和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び山元町公営企業の設置等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるもの。

議案第32号については、山下第一小学校校舎改修工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

議案第33号については、町民体育館災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算関係議案についてですが、議案第34号令和4年度山元町一般会計補正予算（第3号）（案）については、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、全町民に1人当たり5,000円の商品券を配布するほか、子育て世帯を支援するため、町立小・中学校及び町内の児童福祉施設を対象に、今後見込まれる食材費の値上がり分を公費で補填するもの。

議案第35号令和4年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）（案）については、私設水道管からの未承諾分岐について、相手方との合意書に基づく和解金として、和解に伴う賠償金及び水道施設購入に係る経費を計上するものであります。

次に、人事同意案件についてですが、同意第2号副町長の選任につき同意を求めることについては、前副町長の退任に伴い空席となっていたことから、後任者を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

以上、令和4年第3回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課長等に説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君） 以上で提出議案の説明を終わります。

議長（岩佐哲也君） 日程第4．報告第5号を議題とします。

本件について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。報告第5号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案の概要をご覧ください。

提案理由であります。頭無西牛橋線交差点改良工事に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

特に変更のあった部分に関してご説明いたします。

初めに、3、契約金額、原契約額1億1,652万8,500円に対しまして、10万100円を増額し1億1,662万8,600円に変更したもので、0.09パーセント増となります。

5、工事の概要、変更分に関しまして、原契約、視線誘導標土中用ファイ89、Nイコール5本、変更、視線誘導標土中用ファイ89、Nイコール9本、4本増となります。

7、変更理由といたしまして、現地精査の結果、利用者における安全性向上の観点から、視線誘導標の本数を4本追加し設置したものであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）報告第5号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第5、議案第31号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（山本勝也君）はい、議長。議案第31号和解についてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

地方自治法第96条第1項第12号及び山元町公営企業の設置等に関する条例第6条の規定により、私設水道管を未承諾のまま第三者に分岐、使用させる状態を作出した行為に関し和解するため、議会の議決を求めるものでございます。

1、和解の相手方は、愛媛県四国中央市在住の記載の方でございます。

2、本件の概要につきましては、相手方が平成17年5月に山元町山寺字高地地内において布設した私設水道管から、平成25年度及び平成29年度の2回にわたり、町が町管理の水道管と誤認し、相手方から承諾を得ないまま分岐を許可したことで他者に使用させる状態を生じさせていた件について、相手方と和解に関する合意について合意書が提示されたものです。

3、和解の内容は、町は相手方に対し、未承諾のまま第三者に分岐、使用させる状態を生じさせた合意に対する補償金14万円を支払う。

町は相手方から、本件水道管を146万3,000円で買い受ける。

町と相手方は、本件過失行為に関し、本合意書で定める以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

買い受ける水道管の内訳は、相手方が整備した水道用ポリエチレンパイプ二層管の50ミリが160.1メートル、25ミリが4.9メートル、20ミリが23.5メートル、仕切り弁が2基、止水栓が4基となります。

提案理由については、私設水道管からの未承諾分岐について、相手方との合意が成立した合意書に基づき和解するに当たり、地方自治法96条第1項第12号及び山元町公

営企業の設置等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

以上で議案第31号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第31号和解についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。
議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第6. 議案第32号を議題とします。
本案について説明を求めます。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。議案第32号令和4年度山元町立山下第一小学校校舎改修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料ナンバー2に基づきましてご説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに、提案理由でございますが、山元町立山下第一小学校校舎改修工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

1の契約の目的については、記載のとおりとなっております。

2の契約の方法については、条件付一般競争入札です。

3の契約金額については、2億1,980万6,400円で消費税を含みます。落札率は92.00パーセントで、参加業者及び入札結果については裏面に記載のとおりとなっております。

4の契約の相手方については、柴田郡大河原町の株式会社八重樫工務店でございます。

5の工事の場所については、記載のとおりでございます。

6の工事の概要については、①としまして、屋上防水等改修工事全面一式、屋上防水更新、バルコニー床防水更新、ネットフェンス更新等です。

②としまして、外壁等の改修工事全面一式、外部クラック補修、塗装更新、軒天塗装更新等です。

③としまして、建具改修工事、こちらは一部でございます。

④としまして、内装改修工事一部、壁のひび割れ補修、床仕上げ、天井更新等になり

ます。

⑤としまして、塗装改修工事一部。

⑥としまして、電気設備工事一部。

⑦としまして、機械設備工事一部、こちらは給水管・配水管更新ほかとなっております。

内部の工事箇所につきましては、別添資料の黄色の着色部分が工事対象箇所となっております。

7の工期につきましては、議決の翌日から令和5年3月24日までとなります。

以上、議案第32号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番（菊地康彦君）はい、議長。この工事の概要なんですけど、まあ概要といいますか、大ざっぱの内容なんですけど、このカーテン類とかですね、教室の中のそういった、この改修といいますか、交換といいますか、そういったものも考えているんでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。カーテンにつきましては、視聴覚室等の老朽化したものみの更新となっております、大幅な改修は含まれておりません。以上です。

11番（菊地康彦君）はい、議長。以前からですね、レースのカーテンがついてなくて、布製のカーテンを閉めて、教室の中が暗い状態で電気をつけて授業してるということ何度か申し上げたんですが、この辺の対処はしないということですか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。当課のほうでも検討いたしましたけど、レースはどちらかというと視界を遮る効果があるものであり、結局レースを閉めてもまぶしいので普通のカーテンも閉めるのではないかと考えております。また、学校から特段強い要望もありませんことから、今回は老朽化したカーテンのみの更新となっております。以上です。

11番（菊地康彦君）はい、議長。学校から要望がないというだけでの対処っていうのはちょっと問題あるかと思うんですけど、この辺は現地に行ったときに、直接私たちが、議員がですね、保健の担当の方だったり、業者の方がそこに来て、子供たちの目に悪いですよということを我々言われてるんですが、そういった情報っていうのは学校から上がってこないだけでなく、我々もお話ししてるんですから、これは情報を確認するっていうのが前提じゃないんでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。照度の検査結果につきましては、若干暗く感じるのかもしれませんが、基準よりは上回ってございます。また、一応見積り等は取りましたけども、全部になりますと金額も大きくなりますし、先ほど言ったように、学校からも強い要望はなかったということから、今回は行わないということでございます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。教育現場としてはそういう立場で物を考えるということで、教育長なり、町長、よろしいんですね。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今課長が申し上げた点につきましては、議員がおっしゃるように、現場との確認というのは必要なことで、その点ですね、再度学校と今の点について確認はしていきたいと思えます。

基本的に、子供にとっての環境っていうのは望ましいものにしていく必要がありますので、予算的なことだけでやらないっていうことではなく、子供にとってどうなのかつ

ていう点から対応を考えてまいりたいと思います。以上です。

議長（岩佐哲也君）同じ質問について。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今、ただいまですね、教育長のほうからもありましたようにですね、やはり教育、お金をかけるところにはやっぱりかけなくてはいけないという部分ありますので、学校のほうですね、遠慮して言ってこないのかどうかは分かりませんが、その辺は今教育長がおっしゃったとおりで、学校のほうと確認をしまして対応したいというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか質疑。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。町長選挙の公約にこのようにありますが、公共工事の入札検証、町内業者の育成、振興を図るとありますが、今回のこの公共工事について検証はされたのかどうか、まずお伺いします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今回の入札ですね、今日ここに出してありますのも含めまして、最近のやつを、その結果を見まして、正式な検証というのはまだしておりません。今後やはり、多分こう言いたいことがあるのだと思うんですけども、多少私も気になる場所がありますので、検証をしましてですね、変えるところは変える、やっぱり見直すところは見直すという形で行きたいと思います。今議員がおっしゃったようにですね、町内業者の育成とかいろんなことを考えて入札は公平にやっているつもりではいるんですが、結果としてこういうふうな形で今回出てきたということもありますけれども、今後その辺を対応していきたいと思います。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。続きまして、資料にはですね、最低制限価格というふうなことが明示されておりますが、入札の際にこれは明示されているのか否か。

議長（岩佐哲也君）入札担当窓口は。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。こちらについては、最低制限価格制度、これを用いて実施しているということで進めてございます。公表してございます。（「予定価格」の声あり）失礼いたしました。予定価格の関係ですね。予定価格については事前公表をしております。以上です。

議長（岩佐哲也君）最低制限価格は公表してるか、してないかという。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。最低制限……大変失礼いたしました。最低制限価格については、入札時点では公表しておりませんで、入札後、いわゆる事後公表という形を取っております。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。今回のですね、入札の結果を見ますと、失格、失格で、落札された方は3位で、同じ値段で入札されてるわけですね。それで、くじ引というふうなことになっておりますが、結果的にこうなったことは私はしょうがないと思いますが、問題は、失格の業者と落札の業者の差額がそんなに大きい差額ではないわけですね。このような場合、業者のいわゆる企業努力で十分このぐらいはできるのかなと私は判断したわけですが、現在のルールがこうなっているのであればやむを得ないんだろうと思いますが、いわゆる条件の中に、例えば、町内在住または町内からこの会社に通ってる方が何人いるのかとか、町にどのぐらい貢献してるのかとか、そういうふうなことまで含めてやっているのかどうかですね。特に今回などは町内の業者がないわけですから、なかなか答えにくいんだろうと思いますので、検証したかどうかということも含めて私はお伺いしたかったわけですが、今後検証してやっていくというふうなことであれば、そのよ

うなことも検証の中に入れて進めていただければと思います。答えは求めません。以上です。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑ありませんか。番号。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。今回、教育総務課の第一小学校の部分については、公告の分です、公告の第10号で公告したようなんですが、町民文化センターの部分についてはまだこの公告の文章が残ってました、ホームページにも。何点以上なんだろうとか、どういうふうな形で公告したんだろうというふうな、条件つきっていうことで、その部分を確認したいなと思って開いてたんですけど、なかなか出なかったんですね。ということ、そういうことがあります。なぜすぐにここから削除したのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

教育総務課長（大和田紀子君） はい、議長。公告期間が終了しましたので、それに合わせてホームページから削除するように設定しております。以上です。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。公告期間っていうのは各課によって違うんですか。その課によって決めてるんでしょうか。片方の部分は同じ閲覧日なんですね。閲覧、公告の日にちも6月14日、そして閲覧日数、日程ですけれども、14日から27日、同じでございます。片方のほうは、まだ契約が本契約ではないからということそのままのかなっていうように私は見てましたけれども、山下第一小学校、前にもそうでしたね。どういうことでなんだっていう確認をさせていただいたときにも明確な回答はございませんでした。今回ももう速やかに、仕事が早いって言ったら早いんでしょうけれども、そういうふうな、ちょっとね、確認をしたいがためについていうふうな、調べようと思ったときに調べることができませんでした。それに至る経緯をお尋ねします。

教育総務課長（大和田紀子君） はい、議長。ただいまご指摘あった件なんですけども、ちょっとこの場でどれが一番正しいのか明言することできませんので、しっかりとですね、確認させていただいて、それに基づいて、庁舎内で統一した見解で進められるように努力してまいりたいと思います。以上です。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。前回にもこのような回答がございました。ということは、今までも検討してなかった、反省してなかったってということだと私は捉えておきます。

続いてですね、今回、今までだと大体900点、950点というふうなAランクのことでの契約が多かったようなんですが、今回は、より多くの競争原理を働くためにということと700点というふうに下げたと思うんですが、閲覧した企業なんかは何社くらいあったんでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君） はい、議長。ただいまの700点の関係ですけれども、こちらは山元町競争入札参加者の資格及び指名競争入札参加者の指名に関する基準に基づきまして、今回700点以上で1級技術者3人以上といたしております。

今回の閲覧については、当日入札された5社となっております。以上です。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。先ほど伊藤議員からも出ましたけれども、落札率92パーセントのところ落札をしました。91.9パーセントだったのでしょうか……ですね、91.9パーセントで8,000円違いのところ失格。この92パーセントというその要因は、最低価格の部分の決定したことについてお尋ねしたいと思います。

町長（橋元伸一君） はい、議長。今回のですね、92パーセントというのは上限ぎりぎりなんですけれども、ある一定のルールの範囲の中で……上限ぎりぎりってことはないな、そう

いう表現ではなくて、ある一定の範囲の中で、何パーセントかあるね、学校ということもありまして、改修工事、見た目にはそんなに大変ではない工事のように見えるんですが、建物も古いということもありまして、それできちっとした、こういう表現はおかしいんですけども、確かに町内の業者ではないってこともありますが、無理をさせない、ちゃんと……まあ、ちゃんとしたっていう表現も、何て説明したらいいのか、私の判断で、ちょっと高めですけれどもこの設定にしたというふうに自分の中では考えております。ただ、今……ただってことないね、その工事、工事の中で、ある程度の幅あるんですけども、そのときによってですね、その工事の中身とかを私なりにその予定価格から算定して、ちょっと話を専門的な担当課のほうにも聞いたりして設定をしているところなんです。特別な理由っていうか、その部分は、今回の場合はですね、そういうふうな理由でちょっと高めに設定しているところなんです。90パーセント以上ということでも多分そういうふうな質問なのかなというふうに思いますけれども、はい。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話にも大きく疑問持っているんで、それは後回しにして、素朴な疑問から確認します。

今も出ましたが、何でもともこの大規模な事業にしてしまったのか。この件につきましては、先ほど、先日ですね、全協の中でも確認したところ、コスト高になる等々のお話があったわけですけども、改めて、なぜ大規模な事業規模にして大きいところしか取れないような形にしたのか確認します。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。まず、この事業の計画については、学校施設の長寿命化計画に基づいて行っております。今議員からご質問あった件ですけども、町内業者育成の観点も必要であるとは認識しておりますが、分割することによりまして諸経費等が増え、工事費が増額となります。そうしますと、自治法に規定します最小の経費で最大の効果ということから反することからですね、一括発注が基本であるかと考えております。

また、全協の際にもお答えしましたが、学校において工事打合せ等を行いますけれども、複数の業者が入ることによって打合せの回数が増え、学校の負担も増すことに加えて、児童ですとか、教職員の安全確保の観点からも、複数の業者が入ることは望ましくないものと考えております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。コストの内訳を確認します。小分けにしたのとね。検討したつうんですから、小分けにしたのと一括した場合の対比っていいですか、比較っていいですか。その結果、こっちのほうの方が安いっつうことでやったってことなんだろうから。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。屋上の屋根と内部を含めると大体1億3,000万ほどなんですけども、このほかに仮設の経費ですとか、管理費等、一般管理費で約五、六千万ということになりますので、この管理の部分が大幅に増大するものと考えております。以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。（「小分けにした場合の管理費 それで比較してまとめるとどのくらい安いのか」の声あり）

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ちょっと細かい数字について今ちょっと持ち合わせておりませんので、ちょっと計算するには若干時間を、お時間いただきたいかと思っております。

議長（岩佐哲也君）小分けにした場合の幾らだったと、それからまとめた場合幾らだった、その差額で小分けにしたほうがね、割高になるという、その差額がどれぐらいだったのかという質問だと思うんですが、その辺、検討してまとめてすることにしたときの経過ですね、そのときにそういう数字が出たと思うんですが、その数字は幾らだったのかという質問なんですが、その辺のデータは持ち合わせありませんか。そういうことですね。（「はい」の声あり）

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。申し訳ないんですけども、諸経費等が倍、倍というか、その会社の分かかりますので、その分が増えるのは間違いありませんので、分割発注した場合に工事費全体で見た場合は増額となります。ちょっと詳細についてはお答えできなくて申し訳ないんですけども、増額となることは間違いはないという事実です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そんな程度の検討でよろしいんですか。こんな大事な。それね、今のは相対的に多分言ったと思うんだけど、その結果100円しか違わないとかね、あるいは全体んとき何千万の違いが出てくるとかね、ということで、明らかにこれは一括したほうが有利だということの結果そうなったつうんだったらあれだけども、どのくらいの程度が分かんなければ俺たちこの判断できないんでねえかという疑問を提起しとく。提起っていいですかね。まあ、そして後から出すつうって、多分後から出てこねえと思うんだけど、実際にはこのくらいまでの計算、検討をしていないことだと、今の答弁からすればですね、というふうにしかな受け取れないということをね、まあ、出せるんだったら出していただきたいと思いますが、ということを指摘しておきたいと思います。

それから、工区分け、工区分けということでね、実際に仕事するのは工区分けですということなんですが、その工区分けの内訳を示していただきたい。6工区というふうな説明があったわけですが、その辺の1工区は、その工事概要、2工区の工事概要、3工区の工事概要という形でお伺いします。

議長（岩佐哲也君）6番の工事の概要、これの工区との関係なんかを説明していただければ分かるんじゃないのかな。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。すみません。確かに、今お渡しした部分ではなかなか分かりにくいんですけども、内部の部分については6か所に区切りまして、工区分けを行いまして、外につきましては、8月中旬に準備期間を設けて外部の囲いを行いまして、9月の下旬から外壁等及び屋上防水工事を行って、外の部分については来年の2月までに終了する予定となっております。教室の関係については6か所に分けまして、3月の下旬までには内部の工事を終える予定としております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今のは答えになってるんでしょうか。1工区……何で私聞いてっかっていうとね、せっかく工区分けにしてるんですよ。ね。工区のその工事の概要が明確に示されれば、もしかするならばこれはね、最初から工区分けしてるんだから、仕事のやり方もね。だったら地域業者でもね、その工区ごとの対応でもいいんでないかということを確認するために今聞いて確認してるんです。明確に教えてください。

議長（岩佐哲也君）先ほど説明があった6工区の区分け、工区分けですね、その6項目言われているわけですから明細あると思うんで、それを説明いただければよろしいかと思うんですが。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。工区につきましては追加で資料を配布させていただきます。

たいと思いますけども、ただ、先ほど申し上げましたもう一つの理由として、学校において複数の業者が入ることによって学校の工事打合せの負担も増えるということもございますし、複数の業者が入ることで、特に山一小については校地の駐車場とかの面積が小さくなっておりますので、安全確保の観点からも1社としたものでありますので、ご理解いただければと考えております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことを確認するために今尋ねてるんです。

だから、1工区、1工区、工区分けにしたつつうことはそういうことだと思うんだけど、その辺のね、私のもう憶測、推測、さっぱり説明してけらんねえから臆測、推測でお話ししますと、多分ほれ内装だったら内装で1工区とかね、あるいは場所によって1工区とかね。その1工区の中にじゃあ何業者入るんですか。今言ってますから確認します。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。まだ何業者と言われても、まずはこの八重樫工務店さんと契約をして、あとは八重樫工務店さんでどこにちょっと下請とか出すのか分からないんですけども、今のところはちょっとお答えすることができません。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういったものは、そもそも仕様、発注仕様とか何とかで、それで工事内容、何内容っていうのは示した上で仕事を取ってるんじゃないですか。ある程度ね、もう工事、今の話だともう業者任せというね、いう話に聞こえてくるんですが、そういうことですか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。効率的に業務ができるように、設計のほうで内部については6工区に分けておりますけども、まだ契約してない段階で、どういった下請に出すとか、その部分まではまだこちら現在のところは回答できません。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。契約してないって、契約してるんですよ、仮契約。そして仮契約したのを今提起、提案されてるんですよ。仮契約する前に、契約する、してるわけ……んで、そのことを確認します。普通だと多分仮契約した上で我々に提案してるのかなと思うんですけども。そして契約する前、あるいは入札審査等々で、その工事内容等々は当然発注者側が確認して、この内容をこの値段でやれるんだったらばその業者に……その業者でねえ、というものを前提にして確認して入札にかけて、そしてその結果ということになっと思うんですけども、どうなんですか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。本契約をしてから、その後に下請の関係の資料が出てくるものという認識です。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことでよろしいんですか、プロの方から見ると。ちょっとその確認だけします。後ろの人でいいです。

議長（岩佐哲也君）誰かな、入札担当。企画財政課長かな。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。事前に応札をいただいているということは、企業として理解できるから応札をして積算をしているという理解ですので、一定の情報は示していると。今、教育総務課長から答弁があったのは、さらにその具体的な、個別具体的内容として答弁しているものというふうに受け止めております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そんなに具体、細々としたとこまで確認してるつもりないんです。1工区、1工区、6工区に分けて、やり方としては何工区に分けてやると。んなことならば、何を言いたいかつつうと、1工区、1工区が多分同様の工事内容だとするならば、地元業者でも請け負うことができるんでないのと、資格があるんでないのという

ことを確認したいがために確認してるんですけども、何かその辺がね、明確に伝わってこない、あるいは検討してない。本来ならば、先ほど言った町の姿勢として、地元業者育成云々かんぬんっていうことから考えれば、できるだけ地元業者にも提供できるような内容にして提案すべきだと思ってるんですが、そして今回の場合、この工事内容を見ると、素人でもね、そんなに難しい、難易度の高い仕事の内容になっているかといえますと、そうは見えない。外構塗装とかね、外壁改修とかね。まさに地元業者でもできる内容、工事内容になってるんじゃないかというふうに考えたところから今確認してるんですけども、しかしながら、先ほど、町としてはコストの面を考えれば一括してやれば町の財源も助けるとかね、そういうことからすれば、その辺は理解できます。できっけど、一方で、でも、できっけども、じゃあその差がどのくらいなのかということも確認では答えが返ってきませんでした。ということもあって、やっぱりこれ最初から手法として、工区分けですという手法をもって対応するということが最初からあるならば、当然そのことも検討しなくちゃならなかったのではなかったかと、こう思うわけですが、その辺の検討はこの工区分けという、この工区分けも、当然その発注の契約する前つつうかね、町側からの、お互いの理解の下で工区分けでやるっていうふうに話合いの……そのいきさつの中でそいぐなっと思ったと思うんですけども、その6工区に分けた理由としてね、子供の安全とか何とかっていうことをうんと強調してるんですけども、どういう、んだから、それをもあって工区分けだから、ちょっとその部分だけだと本当に小分けのあいづになるかと思うんですけども、事業費になるかと思うんですけども、まあ、このことについてもなかなか回答は返ってこない。非常に疑問が残るところです。その辺の検討は、今の回答からするとちょっと届いてこないなというふうなことを伝えておきます。あとこの辺の報告つつうのはまた別な場面でね、確認したいというふうに思っています。

次に、先ほど来出ていますこの落札率についてなんですが、この最低制限価格の設定についてね、どういう機関で、どういう経緯でこのような数字になったのか。先ほど町長は92パーセント云々という話ししたけども、これはもっと細かい、結果、町長が多分認めた、ああ、そういうことであって、仕組みからいえばですよ、ということだと思います。その前に決定してるところがあると思うんです。そこでの経緯について、どういふこの根拠に基づいてこの数値が出てきてんのかね、ということを確認します。

議長（岩佐哲也君）これは企画財政課長かな、入札関係。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

公共工事の発注に関して、基礎となるのは、中央公契連協議会モデルというものの算定式、これをベースにしています。最低制限価格については、この中で4つの積算費目に対する比率、それから予定価格に対する範囲、これが明確に示されておりますので、その示された範囲に基づいて最低制限価格を算出しているということになります。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私もその辺についてはある程度調べてきたところなんですが、その基準モデルからした際にぴったりと数字が合う、今回2件ですよ。まあ偶然。そしてしかも、しかも、学校の場合、山一小の場合は最低制限価格、2業者が同率同額の数字を示している。そして、それはすっきりする形で、0.080000ですからね。92.0000ですからね。っていうのは、今あなたが言ったこの試算、4つの基準からね、乗じる9.7とか、9.5とか、6.5とかね、その結果、92という数字にな

ったと思うんですけども、そうすつとね、ぴたつと92.00というふうになるのかという疑問があるんです。それがどういうふうにあいづすつか分かんねえけど、まずはあなたがその基準について言ったからその辺の確認なんですけど、その辺の受け止めはいかがなものでしょうか。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

まず、4つの積算費目という話をさせていただきましたが、具体的には、直接工事費、それから共通仮設費、現場管理費、それから一般管理費、この4項目です。それぞれ97パーセントあるいは90パーセント、68パーセント等々比率が定められていると。これらを全部足し合わせるんですが、その足し合わせた金額が予定価格の75パーセントから92パーセント、この範囲内で最低制限価格を設けるということですので、今回はこの計算式に当てはめた結果、結果として92パーセントの最低制限価格の設定になったということでございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そこに行く前にね、この92って決めたのどういう機関で、どういう経緯か。まず、どういう機関で決めたのかつつの、そこちょっとはっきりさせて。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。これは中央公契連協議会モデルというものが示している範囲なんですね。（「町で、町で」の声あり）はい。これについては、その示された、協議会でもんで示されたものを、町の指名委員会という機関で最終的に決めて、それを制度設計し、これまで運用してきたという経緯経過でございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。確認しますと、指名委員会でこの最低制限価格とか予定価格とあって、そこ、指名委員会で決めるのか。今の答え、そういうふうに伝わってきたんだけど、その確認。私のちょっと理解甘いもんだから。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。組織的な審査機関、審議機関として指名委員会で決定し、最終的には町長が、組織の長である町長が判断をすると、決定をするという仕組みでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。指名委員会のメンバーはどのくらいなんだ、どのようなメンバーになってるのか。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。指名委員会の関係については私のほうからですね、メンバー等についてご説明したいと思います。

委員長につきましては副町長というふうなことなんですが、今現在不在というふうなことで、総務課長が一応職務代理というふうな形で運営をしております。そのほかには企画財政課長、税務課長、町民生活課長、保健福祉課長、農林水産課長、建設課長、上下水道事業所長、それに教育総務課長のメンバーというふうになっております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それは規定どおりっていうか、決まりどおりでやって、今回の山一小のことについても条例に記されたっていうか、何だ、指名委員会云々で、その決まりに従ってやったというんですね。そうしますと、このメンバーは、その最低制限価格についてはみんなそれぞれ認識していると、認識っていうんですかね、みんなしてるつつうことですよ。協議の結果、そいぐそこで決まる、決めたわけだから、という認識でいいんですか。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。お答えいたします。

この最低制限価格のですね、考え方とか、そういうふうな、どういうふうなものを基

準にというふうな考え方の確認はしておりますが、詳細な価格を何パーセントにするとか、そういうふうなことについては、この委員会の中では協議、決定はしていません。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。さらなるほうの機関で、機関っていうか、そういうところでその分については決めるっていうことね。はい、それについては了解いたしました。

そこで、先ほどのほうの、また戻るんですが、92パーセントの数字ってというのは、しかも2社がねっていうのはね、これはちょっと普通の世界ではあり得ない世界だと思ってるんですけども、まあ山元町はたまたま偶然っていうかね。そして、その後の町民体育館も92パーセントなんですよね。この間のいろいろ見てみっと、小さい、大きい見てみっと、見てみっとつうかね、あの、見てみっとだね、確認しますと、89とか87とかね、少なくとも4月以降、まあ4月以降って何で4月以降っていうかっていうと、先ほどの数字が修正されたのが4月の3日とかっていうよね、3月の何日とかっていう、3月4日ですね、に修正された先ほどの数字がいろいろ変わってます。直接工事費が10分の9.7とかね、あるいは今の社会情勢考えて、とりわけ多分一般管理費ってというのが今までで5.5だったのが6.8、この3月中旬でなってるというとかね、って数字なんです、何ていうかね。さっき、先ほどその結果、積算した結果92って、92……まあ、これは後で、今日いろいろあれだから、ゆっくりうんと確認すればいい話だべけども、本当に92.00で、そしてぴったり合う、その積み上げでね、合いますかっていう、これ疑問ですね、としてまず残しておきます。

あと、その92に設定した経緯、考え。私の理解では、いろいろこの積算した結果、いろんな情勢、状況の下で積算した結果、86になってもいいし、87になってもいいし、ただ、その結果、92を超えれば最大92ですよというのが考え方なんですよ。それをね、もしかすると、間違っただけで92まではいいんだなというようなことね、92としてしまったものか、こいつはまずいろいろと説明、私もこれからいろいろと調整しながら確認したいと思ってるよな感じなんだけど、もうそういうふうにしてしまっただけでね、それに合わせて業者が積算したのかというようなことがうかがえるんです。まずそういう疑問をね、俺はちょっとおかしいっていうかね、本当に計算したら、本当に計算したらつったらうまくねえな、計算した上で92なんだべけども、それを最大に持っていったところにちょっと疑問が残るといふふうに言っておきます。

あわせて、確認したいことは、入札してこの決定出す前の審査についてなんだけど、業者に対しても最低制限価格の数字を求めていますよね。ちょっと待ってな。積算内訳書を提出することを求めていますよね、心得の中でね。これは最低制限価格ね。それは確認してありますか。その決定出す前、入札の。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。まず、それぞれ機能分担といいますか、責任の分担がありますので、それぞれの視点からしっかりと対応していると。

まず、入札の事務手続については企画財政課が責任を持って対応しています。その中で入札書、それに付随する積算内訳書、それがちゃんと整合性が取られているか。ちゃんとその日付なり件名なり、あるいは業者名なり代表者名なり、あるいは場合によっては代理人の名前なり判こなり、そういうものがしっかり整っているかと。それが整っていないと、やはりどうなのかというのがありますから、そこはしっかりと審査をした上で落札予定を決定させていただいております。担当課としてはそういう役割で、その時点では対応させていただいております。以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これは直接、単純にだから、だったらどうでもいくなんですよ。そこを確認した、本来確認しなくちゃならない部署で確認したかどうかということを確認してるんですから、議長ね、ちゃんと。ですから、ここでは、その工事執行者は積算内訳書を提出することになってるんですっていうふうには心得の中では示される。それが、それを受け取るほうは確認しましたかって、確認した上でこの入札に入れたのかっていうかね、対象にしたのかっていうか、ということの確認です。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。大変失礼いたしました。

積算内訳書の中身の確認まで、その入札の時点では確認はしてございます。その上で、担当課のほうにその積算内訳書を送付して、そこで再度担当課としては中身を精査していくというチェックの体制になります。以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。担当課長、教育総務課長大和田紀子君、精査してますかという。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。確認のためにお時間いただきたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そこを確認した上で、その後で、工事執行者は、最低制限価格を設けたときは、これは町がだね、予定価格調査書にその最低制限価格を記載しなければならない、記載するとなっているの。それを執行部は、発注者、確認して、そして次に移るといふ段取りになっているんです、取組になっているんです。それをしたかどうか、あるいは、したけんともそのまま通したかどうかということの確認です。いい悪いとか何とかつつうことを確認してねえ、その取組の事実についてどうだったのかということを確認してるんです。

議長（岩佐哲也君）この件について、教育総務課かな、それとも企画財政課かな、どちらか回答できますか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。この内訳書についてはとても大量な文書となっております、そこまでの確認はしていないというのが事実で、参考的に頂いているような感じになっております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今のはちょっとね、驚く発言だと思うんですけども、まあそれはそんなにあれしません。

発注者が2億の買物をするんですよ。そして、先ほど来コストのことを強調してるんですよ。であるならば、このことこそね、もっともっとやっぱり検討すべきではないかと。92パーセントという数字はどういう数字か分かりますか。85で、もしかするとね、これまでの経験だったら85で取ったり、86で取ったりね、予定価格のね。そんでも取れるよ。あるいは、それでも、そういうあれしても何とか取りたい。そして、そのレベルでやっても企業努力でね、幾らかの利益が出るからそれでみんな設定して入札にかけてくる。もう最初から、よって、最初から92だよ。ということがどういうことなのか、本当にコストのこと、財源のことを考えて本当にやってるということであれば、このことについてはもっともっと注視して対応しなければならない。そこで最低制限が業者から入ってくんだから、業者それで出してるんだから。今回それも2業者ですよ、出してるんだから、そこでその額がそして提供することになってんだから、提出することになってんだから、そこでまず入札かける前にそれらも審査して対応することになってんだ。もしそこであったら、そこで何らかのね、ああ、これ同額だと、町で示した

あいつと同額だと、しかも2業者があるっていうことであれば、何らかの動きがあつてしかるべきだと思うんですが、これもちょっとね、今後の課題にしたいと思うんですが、はっきり言ってといいますかね、先ほど膨大な業務量っていうことを、膨大な業務量になる。だから、先ほどから小まめにいろいろ確認してんだけど、まあ、そいづ置いといて、ちょっと大きな買物をする場合の町の対応、姿勢、っていうふうにあんのかね、本当に財源のことを考えてんならもっと頑張ってもらいたいと思うんですが、それももうこの間の答弁の中でね、期待する答弁は、あるいは、ちゃんとした答弁が期待できないつつうとおかしいげんともね、そういう答えをすつとますますこの問題がね、あさつてのほうに行くような感じもするんで、その辺は今後の課題にしておきたいと思いますが、その前に、やっぱりその辺のね、数字が確認できればその時点で対応すべきだということを強く求めておきたいということで、ちょっともっともいろいろ確認したかったんだけど、一応そういうことで問題提起つつうかな、問題の確認ということで収めておきます。

議長（岩佐哲也君）町長にちょっと総括で意見求めていただけますか、求めますか、いいですか。よろしいですか。じゃあ、よろしいということで、そのほかに質疑ありませんか。質疑あるようであれば、ちょっと1時間過ぎたんで暫時休憩したいと思います。よろしいですか。

議長（岩佐哲也君）再開は11時15分、11時15分再開にしたいと思います。暫時休憩。
午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。工事の関係なんですけれども、屋上の防水等改修工事、この辺についてはどの辺まで行うのでしょうか、中身的には。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。全面改修となります。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。中身、全面改修の中身なんですけど、その辺を今お尋ねしたんですが。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。防水シートを全面に貼るような工事となります。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。そういうことで、雨漏り防止とかっていうふうなことで捉えていいんですね。あのですね、実は、去年かな、おととしかな、坂小大規模改修していただきました。今年の雨でやっぱり雨漏れです、雨漏りしてます。そういうことからして、どんな程度のものを考えているのかなということを今確認させていただいてるんですが、全面で、ただ穴を塞ぐだけではなくてっていうことでよろしいでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。坂元小学校は令和2年度に同様に屋上の改修工事を行っております。先日の雨で一部雨漏りがしたっていう部分については、天井からっていうか、屋上部分からではなくて、交換しなかった古い窓の部分ですとか、暴風のために吹き込んだものと考えております。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。そうしますと、多分あのときも建具の改修とか何かっていう部分も入ってたと思うんですね。それで雨漏りっていうのはちょっとね、やはり私は予想外だったんですが、今回は大丈夫だろうなっていうふうな思いながら、思いながら行ったらやっぱり雨漏りがしてましたっていうことからして、やはりですね、現場ときちっと何度となく、先ほどいろんな打合せとか何かで大変だって言うけども、よりよい仕事をしていただくためには、やはりこちらから職員が何度となく足を運ぶのは当たり前だと私は思うんですよ。その辺についてどのように考えてますか、課長。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。もちろん職員も伺ってますけども、今回は専門的な業務となりますので、こちらで業務委託をかけた上で、学校等と職員も立ち会いまして今回の設計等を行ったところであります。以上です。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。一般的な話なんですけれども、学校っていうのはですね、私の経験からいうと、結構雨漏りがして、それも新築したばかりなのに雨漏りをしたというのが町内の学校でもあります。あるいは、その雨漏りをなくすような工事をしたんだけど、やはり雨の降りようでまた雨漏りをしてしまうってこともありました。それで、業者には雨漏りがないようにっていうことで毎回お願いはするんですけれども、その構造的なものか何か、割と学校の校舎に関してはちょっと雨漏りがしがちな部分があると、できるだけそこは、これまでもそうですけれども、ないようにっていうことで業者のほうにはお願いし、確認もしていくようにしたいと思います。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。最大の努力をしているというようなことでした。

先ほど菊地議員からも出ましたけど、やはり大規模改修、長期寿命化だけではなくて、子供たちの教育環境に非常にいい今回改修工事だと私は思うんですね。なので、先ほどカーテンの話も出ましたけれども、坂小でもお願いしていた床とかの貼り替えがきちっとできてなかった。大規模で、大規模でってずっと先延ばしをされていたにもかかわらず、されていない部分が非常にあります。お金がかかるって先ほど課長からの回答がありましたけれども、お金がかかってもしょうがないんじゃないですか。かけるべきところにきちっとかけて教育環境を整えるのが私は仕事だと思うんです。そういうことはどういうふうに考えてますか、課長。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。議員のおっしゃるように努めてまいりたいと思っております。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第32号令和4年度山元町立山下第一小学校校舎改修工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第7．議案第33号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。議案第33号令和4年度山元町町民体育館災害復旧工事請負契約の締結についてご説明いたします。

配布資料ナンバー3の議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、山元町町民体育館災害復旧工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

契約の目的につきましては、記載のとおりです。

契約の方法につきましては、条件付一般競争入札で、参加業者につきましては裏面に記載のとおりです。

契約金額につきましては、4億2,900万円で消費税を含む金額であります。落札率は97.09パーセントでございます。

契約の相手方につきましては、仙台市青葉区の菱中建設株式会社東北支社でございます。

工事の場所につきましては、山元町町民体育館になります。

工事の概要につきましては、①として長寿命化改修工事一式、②としまして耐震補強工事一式、③としまして災害復旧工事一式でございます。

工事の詳細につきましては、別紙、災害復旧工事概要のとおりでございます。

最後に、工期につきましては、令和5年3月24日までとなります。

以上で議案第33号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。ありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。6社の応札なんですけれども、6社の予定だったのが辞退が1件、最終的に辞退が2社、そして失格が2社というふうになってしまったんですが、その理由は、辞退した理由とか分かれば教えていただきたいと思えます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。辞退した理由につきましては、ちょっとそちらのほうは業者のほうの関係ですので分かりませんが、そっちらのほう、失格となった理由につきましては、最低制限価格を下回ったためでございます。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。やはりですね、先ほど来出てます92パーセントっていうのが壁になってると思うんです。91.99パーセントでも失格になってしまっていたりというようなところがありますので、そうですね、91.99ですね、やっぱり、そんなところがありますので、やはりこの辺についてはきちっと検証すべきだと思いますが、その辺についていかがでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどの件のときも一番最初に言ったんですが、このことに関してはですね、しっかりと検証を行いまして、見直すところはしっかりと見直していきたいというふうに考えております。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありますか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。やはりですね、先ほどもお尋ねしましたけれども、公告をして何社くらい閲覧した業者があったんでしょう。今までも900点以上、950点ぐらいを挙げてたんですが、そこからしたらどれくらいの業者が増えたのか、その辺も確認したいと思います。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。最初にお話ありました閲覧者数につきましては6社でございます。

後段のほうの件につきましては、入札参加要件に該当した業者は74社いた状況であります。前段と、前のですね、状況についての比較まではしていないような状況となっております。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第33号令和4年度山元町町民体育館災害復旧工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第8、議案第34号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第34号令和4年度山元町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ3,291万9,000円を増額し、総額を110億3,488万2,000円とするものでございます。

今回の補正の概要についてですが、今般の物価高騰等に直面する町民の負担軽減等を図るとともに、地域経済の活性化につなげる関連予算でございます。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

6ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきまして8万6,000円を、また、3目保育所費につきまして69万6,000円を増額しております。こちらにつきましては、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、町内3保育所に対する食材費の値上げ見込額を計上し、値上げの影響が保護者に及ばないように取り組むものでございます。財源につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用いたします。

6款農林水産業費1項農業費につきまして1,334万3,000円を減額しており

ます。こちらにつきましては、農漁業者燃油価格高騰支援事業の完了に伴い、支援金の交付額が確定したことから不用額を減額するものでございます。

7 款商工費 1 項商工費につきましては 4, 1 3 3 万円を増額しております。こちらの予算につきましては、減額する予算と、それから増額する予算とがございます。

初めに、減額する予算といたしましては、地域産業継続支援事業及び運輸業等燃料高騰支援事業がそれぞれ完了したことに伴い、支援金の交付額が確定したことから不用額を減額するものでございます。

次に、増額する予算といたしまして、地域経済回復支援商品券配布事業 6, 9 5 0 万円を計上しております。こちらにつきましては、物価高騰に直面する全ての町民の生活支援のほか、町内に限定した商品券であることから地域経済の活性化に寄与するものでございます。財源につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用いたします。

1 0 款教育費 6 項保健体育費につきましては 4 1 5 万円を増額しております。こちらにつきましては、保育所と同様に、食材費高騰の影響が保護者に及ばないように町立小・中学校の給食食材費の値上げ見込額を計上するものでございます。財源につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

1 5 款国庫支出金 2 項国庫補助金 4, 4 3 1 万 5, 0 0 0 円の増額及び 1 6 款県支出金 2 項県補助金 8 0 万円の減額につきましては、歳出でご説明いたしました各事業に関連する補正予算の特定財源の増減額になります。

1 9 款繰入金 2 項基金繰入金でございますが 1, 0 5 9 万 6, 0 0 0 円を減額しております。歳入歳出差引きの結果、財源調整として財政調整基金の繰入額を減額するものでございます。

以上が補正予算（第 3 号）の内容となります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

1 0 番（阿部 均君）はい、議長。6 ページ、6 款農林水産業費の 3 目の農業振興費の中ですね、この燃料の補助金関係なんです、確かにもう作付の部分はですね、もうある程度の確定を見ている。ただ、今から収穫期に入るわけですね、いろいろ水稻関係などは。それで膨大な油を消費するっていうかね、もう乾燥、それから収穫の農機具の油代等ですね。その部分については別途対応するのかどうか、その辺確認させていただきたい。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。まず、今回の事業期間については 4 月 1 日から 6 月の末までということで、この事業に関しては期間終了しているということです。

今後の動向については、当然その物価高騰が継続するということも考えておりますので、国の支援策、こういったものも見定めながら、最終的に政策として判断する可能性は十分にあると思っています。今の時点ではまだ未確定ということでご説明を申し上げます。以上です。

1 0 番（阿部 均君）はい、議長。そうすると、今後の動向をきちっと捉えながらですね、今後の対応は図っていくということでよろしいんですね。はい、ありがとうございます。

議 長（岩佐哲也君）そのほか。

1 1 番（菊地康彦君）はい、議長。今のにちょっと関連しますが、今後というようなことで今回減

額したということなんですけど、せっかく当初予算でつけた予算をですね、ここで何も減額する必要ないんじゃないかと。わざわざこれからの動向を見るんじゃないかと、これからかかってくるものに対しての事業費に対しては、ここで減額せず、留保しといて使うべきだと思いますし、阿部議員はこれからの収穫もあります、春先の耕うん、これもですね、水田のほうは、山元町の場合は他市町と違って大型化になってるわけです。あと畑地のほうも大型化になってきておりまして、個人の使う量とは比べ物にならないくらいの量を使ってるわけですね。そういったところをですね、今回は施設園芸ということも予算のほうに計上あったんですけど、この辺も十分データ収集をしておけば、この予算っていうのはそんなに余らないんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがだったんでしょうか。

議長（岩佐哲也君） 企財かな、農林かな。農林答える。

町長（橋元伸一君） はい、議長。この予算につきましてはですね、前年度も同じような支援ということで、前年度と同等の燃料に対する1リッター当たり幾らという金額を割り出しまして、前年度の戸数、件数、世帯数っていうかな、それを割り出して一応予算化しました。やっぱり前年と同じ、同額というか、同等の支援をするべきだということを出したんですが、実際に今回の制度の中で皆さんに連絡を取った時点で、その燃料高騰ということもありまして、各自がですね、努力をして、前年度よりも使ってるリッター数というか、容量が少なかったんですね。ですから、その分がここの中での減額と。

決して支援金を減らして減額になったわけではなく、ここで減額になって出てきたお金を、今度は町全体、その農業者だったり商業者だったりそういう一部ではなく、住民全体がやはりそういうふうな高騰にさらされているという部分もありましたので、それをできるだけ公平に皆さんに支援をするにはどうしたらいいかということを考えて、この商品券というところで、この予算を回させてもらうというふうにした次第であります。前年よりも減らしてここでマイナスになったわけではないということをご了解いただきたいと思います。

議長（岩佐哲也君） ただいまの質問は、1, 300万カットしないで、今後まだまだあるんだから、それに生かしてはどうなんだというふうな質問だったと思うんですが。

町長（橋元伸一君） はい、議長。ですからその部分をですね、今回、前回の部分でその、そうですね、予算を組んだ部分がそこまで必要がなかったというか、前年と同額でやったんですけども、だったので、それを今回のに回して、商品券として全体にというふうに。残ったからその上乗せして高くして、それをその一部の人に全部分配してしまおうというふうな考えではなかったというところですよ。

11番（菊地康彦君） はい、議長。商品券のほうはですね、本当にありがたい策でありますし、町民全体を考えた策ということで、これは大歓迎だと私も思ってます。

ただ、私がお話ししてんのは、この前年同比してるのは恐らく施設園芸だけだと思うんですよ。水田とか畑地に対しては、今回やってるのはイチゴとか、施設園芸ね、トマトだとかというふうに聞いております。そこに入ってないのが田んぼ、それから外で作っている畑、これが東部圃場とかに、震災後新たにつくった大圃場ですね、ここに経営をなさってる方々に対しては手当てはしてないんですよ。ですから、もし、委員会のほうでもお話ししたんですけど、余ると言うとおかしいですけど、もしそういったところが手当てが抜けているのであれば、そこも勘案しながら、その地方創生臨時交付金を活

用したらどうですかというような内容だったんですよ。今回減額してそちらには回したと今お話だったので、これは有効な活用ではあるんですが、阿部議員が、今後も、企画財政課長、検討しながらどうなっか分かんないけどもっていう不安定な回答だったので、それだったら、せっかく当初予算でもらってた財源をそのままそっちに使って、そんでも余ったんだったらこっちに活用すべきでなかったのかなというようなのが私ちょっと質疑した内容なんですね。

今後ということですので、ぜひ農家全体が今回肥料の高騰、ウクライナの関係で肥料の高騰にもあってるわけですね。これ高騰っていう問題じゃないくらいの、今までないくらいの高騰です。来年からの作付どうすっかっていうふうにも考えているところもあってですね、問題は山積みなんですね。ですから、今回そういった部分を活用できればなというふうな思いだったもんですから、どうだったのかなというふうな内容だったんです。だから、十分施設園芸とかのは手当てしてもらってると思いますが、今後そういった部分をですね、ぜひ検討も、ここで予算のほう組み替えているようですから、ぜひそこを今回、今後ですね、抜かないような形でお願いしたいと思います。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。先ほど答弁をさせていただいたとおりなんですけど、やはり町としては、切れ目のない住民サービスというものが需要ですので、次にそういう田畑の関係ですね、必要があったときには、先ほど国の交付金の動きというの、若干情報では入ってきてますが、まだ具体にはありません。ただ、その国の交付金だけに頼るのではなくて、町の一般財調、これは処分をする目的の一つに、災害等予期せぬことが起きた場合というの明確にありますので、まさに今回の価格、物価上昇については、災害に比類するものだというふうに理解しておりますので、そういったところも踏まえながら柔軟に財政運営としては努めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。6ページです。民生費のこの児童福祉総務費のところ、町内保育所3か所分ということで今回給食費の分なんですけども、これ、何人分で何食分を考えてなんでしょうか。

子育て定住推進課長（村上 卓君）はい、議長。こちらにつきましては、1人当たりですね、4,500円という副食費という基準の料金がありますので、そちらにですね、保育所3か所、つばめの杜保育所については148名、この予算算定時点ですね。あとは宮城病院のつくし保育園、あとなないろ保育園につきましてはそれぞれ9名ずつということでの算定になっております。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。やはりですね、先ほど物価高騰と子育て支援っていうことも出てますので、ぜひですね、そういうふうなところで対応していただきたいと思います。

それということと、その下の教育費の保健体育費の消耗品、先ほど食材費の負担というようなことだったんですが、これについても1人当たり4,500円というふうに解釈してよろしいんでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。こちらは4,500円ではなくですね、県のほうで県立学校に通知しました今後の食材高騰分の率、11.6パーセントを使いまして今後の高騰分となっております。参考までにですけども、1人当たりになりますと、1食当たり、小学校で37円、中学校で42円となっております。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。これは何日分、何食分を計算したんでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。7月から3月までの分で130食、あと児童生徒数約700名ちょっと分で試算いたしております。教職員は除いております。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第34号令和4年度山元町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）議案第35号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（山本勝也君）はい、議長。議案第35号令和4年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的支出の支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用2目配水及び給水費の13万9,000円の増額は、和解に伴う賠償金に要する経費でございます。

次に、資本的支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費3目営業設備費の146万3,000円の増額は、和解に伴う水道資産購入に要する経費でございます。

最初のページにお戻り願います。

第2条、令和4年度予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款水道事業費を13万9,000円増額し、総額3億7,937万4,000円とするものです。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,019万5,000円を1億2,165万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億1,312万8,000円を1億1,459万1,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款資本的支出を146万3,000円増額し、総額2億313万2,000円とするものです。

以上で議案第35号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから議案第35号令和4年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君） 日程第10. 同意第2号を議題とします。

本件について説明を求めます。町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君） はい、議長。同意第2号副町長の選任につき同意を求めることについてご説明をいたします。

提案理由でございますが、令和2年4月から約2年間にわたり、町職員として培った豊富な行政経験と知識により、本町が抱える諸課題の解決と多事多難な町政運営に果敢に取り組んでいただいた菅野前副町長が5月15日をもって退任いたしました。

以降、副町長は不在となっておりますが、今後、私の公約や総合計画に掲げる諸項目の実現、残る復興関連事業の完結など、諸課題の解決に向け町政運営を展開していく上で、行政経験のない私を支え補佐していただく副町長の選任は必須と考えております。

また、全国からの応援職員の派遣がほぼ終了し、震災後10年を支えていただいたマンパワーが減少する中で最終段階を迎えている復興関連事業に加え、新型コロナウイルス対策や福島県沖を震源とする地震による被害への対応など、本町は、通常業務のほかにもいまだ多くの業務を抱えております。

このことから、山積する課題に対応するための組織体制の構築、組織力の維持強化を図りつつ、未来に向けた町政運営を展開するためには、町内、そして役場内の諸事情に精通した町職員である総務課長の佐藤兵吉氏が適任であると考え、選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。

略歴書をご覧いただきたいと思います。佐藤氏は、危機管理安全対策をはじめ、企画行政改革、被災者支援、教育委員会など、41年にわたり幅広い分野で町政発展に貢献されており、行政事務に精通し、性格温厚にして明朗快活、人望も厚く、町の諸課題に対する豊富な経験と知識を有する方です。

何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、本同意をいただけた際には、8月1日から副町長の任に当たっていただくことで考えておりますので、併せてよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例90番により、討論を省略します。

議長（岩佐哲也君）これから同意第2号副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は無記名投票で行います。

会場の出入口を閉めます。会場を閉め終わるまで少々お待ちください。

〔議場閉鎖〕

議長（岩佐哲也君）では、改めて、これから同意第2号副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

私を除くただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。山元町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に8番遠藤龍之君、9番岩佐孝子君を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙配布前に、念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、山元町議会会議規則第83条の規定によって「否」と見なします。

それでは、投票用紙配布願います。

〔投票用紙配布〕

議長（岩佐哲也君）投票用紙の配布漏れはありませんか。用紙の届いてない方はありませんね。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長（岩佐哲也君）異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。点呼を命じます。

〔点呼により投票した〕

議長（岩佐哲也君）投票漏れはありませんか。ありませんか。なしですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。8番遠藤龍之君、9番岩佐孝子君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（岩佐哲也君）投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち

賛成 8票

反対ゼロ票

白票 4票

以上のとおり、賛成が多数です。

同意第2号副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。少々お待ちください。今、新副町長が入場します。

〔議場開鎖〕

議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回山元町議会臨時会を閉会とします。

お疲れさまでした。

午後0時05分 閉会
